

第二次日野市再犯防止推進計画（案）

（令和8年度～令和12年度）

令和8年4月

東京都日野市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	2
1. 計画策定の背景	2
2. 再犯防止施策の対象者	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 第一次計画に基づく取組の検証と第二次計画策定に向けた基本的な方向性	4
5. 計画の期間	4
6. 第二次日野・多摩・稲城 3市共通理念	4
7. 計画の推進体制	5
コラム1 日野・多摩・稲城地区保護司会日野分区	6
第2章 犯罪防止等を取り巻く状況と課題	7
1. 国と東京都の取組	7
(1) 国の取組	7
(2) 東京都の取組	8
2. 日野市の現状と課題	9
(1) 刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率（刑法犯検挙人員のうち再犯者の割合）	9
(2) 刑法犯年齢別検挙人員の動向(令和4年・単位:人)	9
(3) 検挙人員の罪名別構成比(令和4年・単位:%)	10
(4) 保護司の平均年齢	12
(5) 社会を明るくする運動の参加者数	13
コラム2 更生保護女性会日野分区	14
第3章 目指すべき姿と基本方針・重点課題	15
1. 目指すべき姿	15
2. 基本方針	16
3. 重点課題	16
(1) 就労・住居の確保等	16

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	17
(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援等	18
(4) 民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等	18
(5) 再犯防止のための連携体制の整備等	19
(6) 日野市・多摩市・稲城市 3市共通の取組	19
コラム3 日野市社会福祉協議会	19
第4章 重点課題ごとの主な取組	20
1. 就労・住居の確保等	20
(1) 就労を支援する取組	20
(2) 住居の確保	20
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	22
(1) 犯罪や非行等をした人が抱える困難への取組	22
(2) 生活困窮等に対する取組	23
3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等	24
(1) 子育て等に関する取組	24
(2) 困難を抱える子どものための学習・居場所等の取組	25
(3) 青少年の健全育成のための取組	26
4. 民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等	28
(1) 立ち直りの支援の広報と啓発活動	28
5. 再犯防止のための連携体制の整備等	29
(1) 立ち直り支援のための関係機関団体等の連携した取組	29
6. 日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組	30
(1) 3市共通で行う取組	30

参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

国の刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007年(平成19年)以降、毎年減少しており、2022年(令和4年)は8万1,183人でした。検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)については、初犯者数が大幅に減少していることもあり、年々増加を続け、2020年(令和2年)には49.1%となりましたが、2021年(令和3年)以降は減少に転じ、2022年(令和4年)には47.9%となりました(「令和5年度版 再犯防止推進白書」より)。

日野市においては、再犯者数は2018年(平成30年)の87人から減少を続け、2022年(令和4年)には64人となりましたが、初犯者数も減少しているため2022年(令和4年)の再犯者率は45.7%と刑法犯検挙者数の約半数は再犯者という状態にあります。このような再犯の傾向は第一次日野市再犯防止推進計画を策定した令和3年時点においても同様であり、再犯防止推進に向けた継続的な取り組みが必要です。

2023年(令和5年)3月に国の第二次再犯防止推進計画(以下、国計画)が閣議決定され、2024年(令和6年)3月には東京都が第二次東京都再犯防止推進計画(以下、都計画)を策定し、両計画では国、地方公共団体、民間協力者等の連携がより一層求められています。

日野市においても、東京都や保護司会、更生保護女性会、その他関係機関との連携を強化し、さらなる安全で安心なまちづくりを推進するため、国計画、都計画をふまえた第二次日野市再犯防止推進計画を策定します。

2. 再犯防止施策の対象者

本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」を言います。

■再犯防止推進法 附帯決議■

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分(審判)を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

3.計画の位置づけ

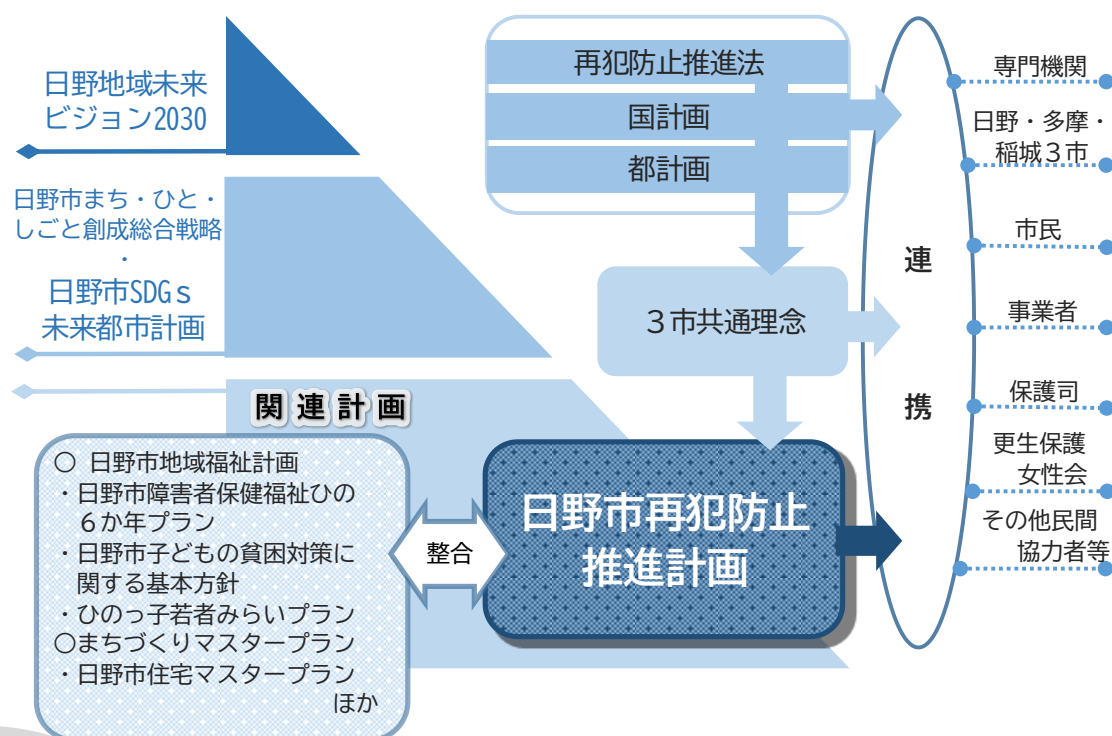
本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画及び東京都の再犯防止推進計画を勘案し、策定します。

本市の上位計画である「日野地域未来ビジョン2030」や「日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「日野市SDGs未来都市計画」、福祉や子ども等の分野における各種計画との整合を図ります。

計画内では、「第二次再犯防止推進計画日野・多摩・稲城3市共通理念」の内容に基づく、再犯の防止を推進する取組のほか、就労・住居確保や保健医療、教育・福祉等の日野市における各種施策で、再犯の防止等に関する取組を総合的に記載します。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



用語解説

■第二次再犯防止推進計画

再犯防止推進法の施行を受け、平成29年2月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第二次再犯防止推進計画には、7つの重点課題について、96の具体的施策が盛り込まれています。

4. 第一次計画に基づく取組の検証と第二次計画策定に向けた基本的な方向性

日野市は、令和3年に策定した計画に基づき、再犯防止を目的とした施策や、再犯防止推進につながる施策に取り組んできました。各事業の進捗調査を行ったところ、計画において再犯防止推進に係るとして取り上げた90の事業（再掲含むと116の事業）のうち、約7割が実施、約3割が概ね実施、未実施の事業は0という結果になりました。

また、令和4年6月には、計画に基づく再犯防止等の取組を着実に推進し、その実効性を確保するため、日野市再犯防止推進委員会を設置しました。委員会は再犯防止に係る関係機関と日野市の関係部署の職員を委員として、再犯防止施策を推進するための意見交換・情報交換や、計画の評価・検証などを行ってきました。

そのほか令和5年に日野市職員を対象として実施した意識調査で、重点課題事業や再犯者への支援についての認知度が低いことがわかり、令和6年度には更生保護活動、再犯防止推進に関するコラムを職員に向けて発信しました。さらに多摩市・稲城市との連携による保護司会活動への支援等の地道な取組を続けてきました。

再犯者数は減少傾向にありますが、再犯者率には大きな変化がないことから、さらなる再犯防止の理解促進を図り、また、関係機関との連携を更に強固にすることでよりよい支援につなげていく必要があるという今後の課題が見えてきました。

そのうえで、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを定めます。

- ① 再犯防止に係る取組を継続して行っていくこと。
- ② 再犯防止につながる再犯防止推進委員会等の多様な場を活用して、関係機関との連携を更に強固にし、有益な情報を関係者間で適時共有・活用することにより、各取組を効果的に推進すること。
- ③ 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供することで、地域の立ち直り支援の取組を促進していくこと。

5. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までとします。

6. 第二次日野・多摩・稲城 3市共通理念

日野市・多摩市・稲城市の3市は、これまで「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯から、令和3年3月に「日野・多摩・稲城3市共通理念」を策定しました。共通理念は、社会的に弱い立場の人々を含む全ての人を地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、取組の方向性を示すものです。

第二次計画の策定にあたって「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」を令和7年3月に策定し、改めて3市共通の基本方針、取組の枠組みを定めました。

共通理念の内容に基づき、日野市・多摩市・稲城市の3市がそれぞれの実情に合わせて再犯防止推進計画を策定します。

7. 計画の推進体制

犯罪をした者等の立ち直りの支援は、地域の理解と協力を得て、保護司会や更生保護女性会等の関係機関団体や民間協力者、国、東京都、近隣市と連携を図り、情報共有を行いながら継続的に支援を行うことが必要です。

再犯防止等の取組を着実に推進し、その実効性を確保するために設置した「日野市再犯防止推進委員会」では、再犯防止の取組や更生保護について、定期的に情報交換・課題共有を行います。

また計画の進捗・管理にあたり、各重点課題の施策に対し、具体的な目標値を設定しますが、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善する（Action））のもと、各施策の具体的な内容を把握し、同委員会のもと評価・見直しを図ります。

用語解説

■ソーシャル・インクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう、社会の構成員として包み支えあう」という理念です。2000年12月に厚生省（現：厚生労働省）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会報告書」で、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支えあうソーシャル・インクルージョンの理念を進めることを提言しています。

コラム1 日野・多摩・稲城地区保護司会日野分区

日野分区では、22名の保護司が日常的に活動を行っています。保護司は、犯罪や非行をした人に対しての支援、地域での啓発活動を行っています。

【保護司の主な活動】

1 立ち直り支援

- ・保護観察中の人と面接を通じて助言を与えたり就労の支援を行っています。
- ・刑務所や少年院に収容されている人が釈放される際、住居や仕事を見つけるための環境の調整を行います。

2 地域での啓発活動

- ・犯罪や非行の予防を目的として「社会を明るくする運動」などの活動を通じて、地域の安全・安心に貢献します。

「社会を明るくする運動」実施概要

①街頭広報活動

市内3か所（日野駅・高幡不動駅・豊田イオンモール前広場）において通行する方々に啓発用品を配布しながら運動への協力を呼びかけます。

②出前授業

保護司が市内各中学校へ出向き、中学二年生を対象とした更生保護に関する授業を行います。

③パネル展示会

更生保護・社会を明るくする運動について紹介するパネルを日野市役所で展示します。

④作文コンテスト

社会を明るくする運動の理解を深めてもらうために、次世代を担う小中学生に作文の応募を広く呼びかけます。

これらの活動は再犯防止という大きな目標のために行っています。保護司という存在や活動について広く市民に知ってもらい理解を深めてもらえたらと思っています。安全・安心な日野市を実現するために活動を行っていきます。



第2章 犯罪防止等を取り巻く状況と課題

1. 国と東京都の取組

(1) 国の取組

国では再犯防止推進法に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。基本方針は、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、第二次計画においても踏襲されています。重点課題は、第一次計画を踏まえつつ第二次計画の基本方針に沿って定められています。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等

- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

(2) 東京都の取組

東京都は国の再犯防止推進計画を踏まえ、令和元年に「東京都再犯防止推進計画」を策定、令和6年3月に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。国の第二次再犯防止推進計画の掲げられている5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題を定めています。

《6つの重点課題》

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥再犯防止のための連携体制の整備等

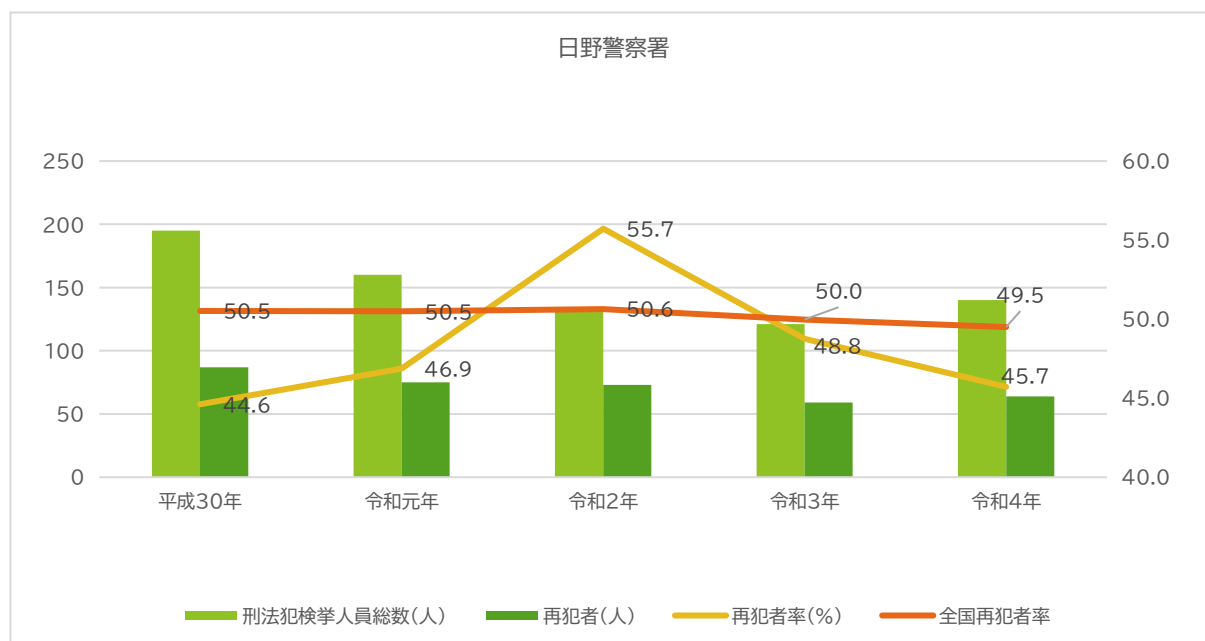
2.日野市の現状と課題

(1) 刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率（刑法犯検挙人員のうち再犯者の割合）

日野市における再犯者数については、2018年（平成30年）から2022年（令和4年）にかけて、23人減少しており、再犯防止施策の効果が表れています。しかしながら、再犯者率をみると、平成30年時点から大きな変化はなく、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、全体の半数近くが再犯者という状況であり、引き続き再犯防止施策を推進していくことが求められます。

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	再犯者数 (人)	再犯 者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯 者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯 者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯 者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯 者率 (%)
日野警察署	87	44.6	75	46.9	73	55.7	59	48.8	64	45.7
警視庁	12,573	49.5	11,320	50.8	10,618	50.7	9,809	51.4	9,658	51.0
全国	92,023	50.5	86,952	50.5	83,384	50.6	79,809	50.0	76,250	49.5

※少年の検挙人員を含まない

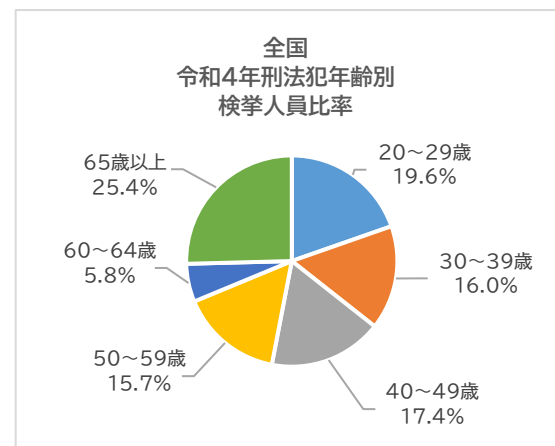
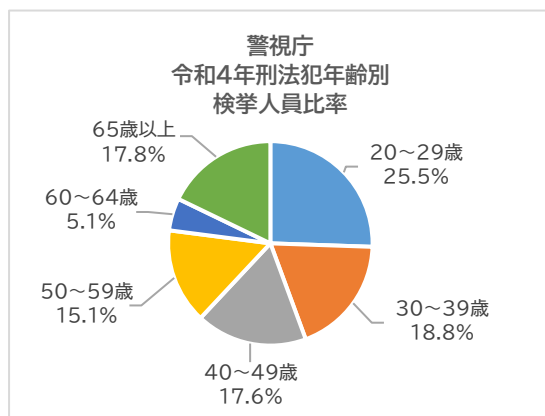
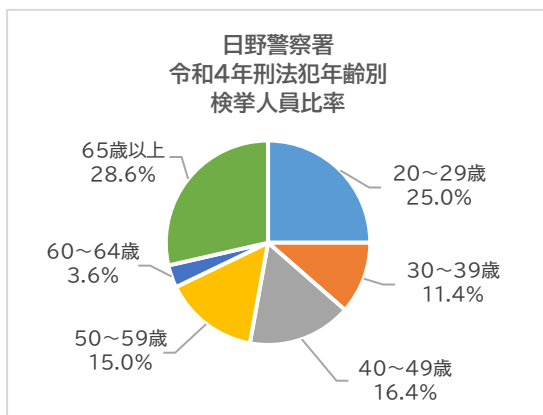


(2) 刑法犯年齢別検挙人員の動向（令和4年・単位：人）

年齢別検挙人員の特徴として、全国では高齢化の影響もあり65歳以上の割合が高く、また警視庁においては若年層の検挙人員が多く20代から30代の割合が高くなっています。3市日野市の年齢別検挙人員では、20代と65歳以上の割合が高くなっており、若年層と高齢者に対する具体的なアプローチが必要となっています。

警察署別刑法犯年齢別検挙人員割合（法務省矯正局東京矯正管区提供）

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
日野警察署	35 (25.0%)	16 (11.4%)	23 (16.4%)	21 (15.0%)	5 (3.6%)	40 (28.6%)
警視庁	4,835 (25.5%)	3,566 (18.8%)	3,331 (17.6%)	2,853 (15.1%)	969 (5.1%)	3,377 (17.8%)
全国	30,265 (19.6%)	24,600 (16.0%)	26,826 (17.4%)	24,207 (15.7%)	8,991 (5.8%)	39,144 (25.4%)



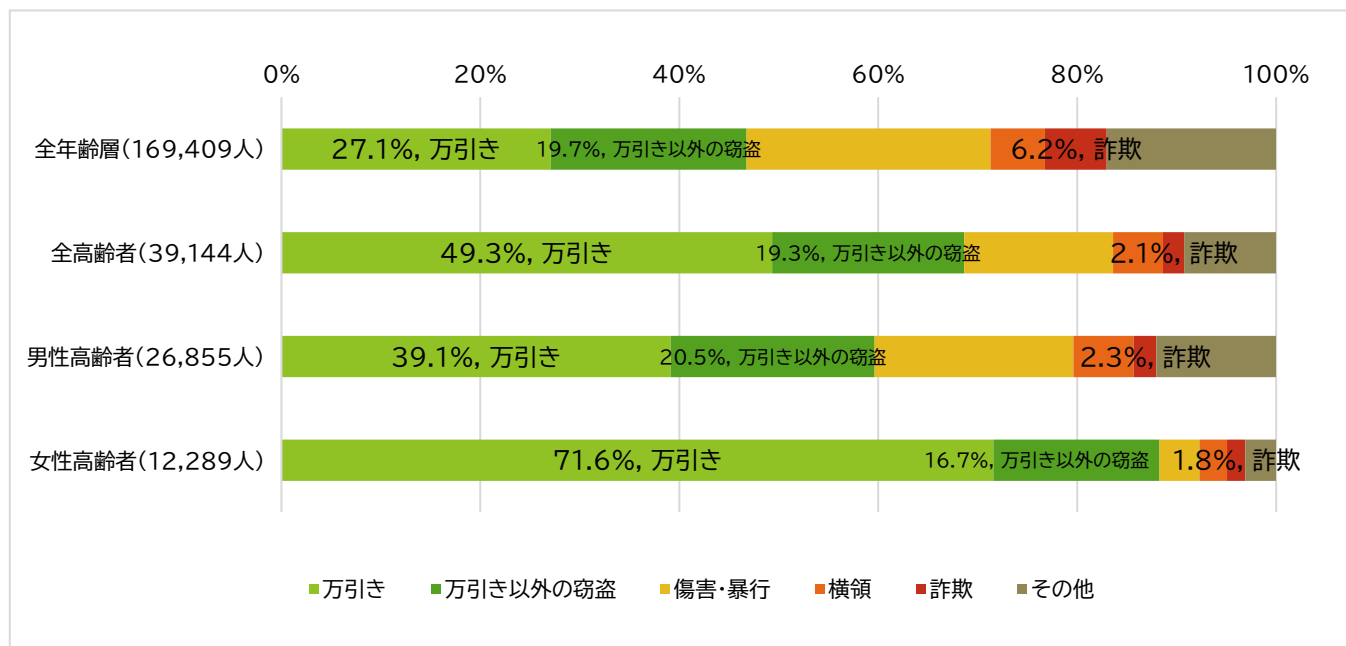
（３） 検挙人員の罪名別構成比（令和４年・単位：％）

全年齢層と比べて、全高齢者では窃盗の割合が約７割となっています。特に女性高齢者では約９割が窃盗であり、万引きによる者の割合が約７割と顕著に高い特徴があります。

また、少年層では、窃盗の割合がほぼ同一の約５割となっていますが、詐欺の割合が高齢者と比較すると多くなっています。SNSで犯罪実行者を募集する手口による強盗事件等が増加していることも背景として考えられます。

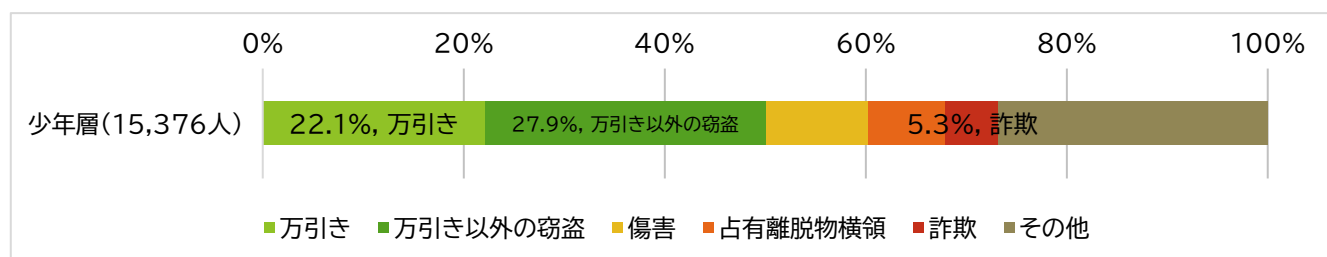
(令和5年版犯罪白書より) ※()内は人員 ※「万引き」と「万引き以外の窃盗」をあわせて「窃盗」 単位: %

	万引き	万引き以外の窃盗	傷害・暴行	横領	詐欺	その他
全年齢層 (169,409 人)	27.1	19.7	24.5	5.5	6.2	17.0
全高齢者 (39,144 人)	49.3	19.3	15.0	5.0	2.1	9.2
うち男性高齢者 (26,855 人)	39.1	20.5	20.0	6.0	2.3	12.0
うち女性高齢者 (12,289 人)	71.6	16.7	4.0	2.8	1.8	3.1



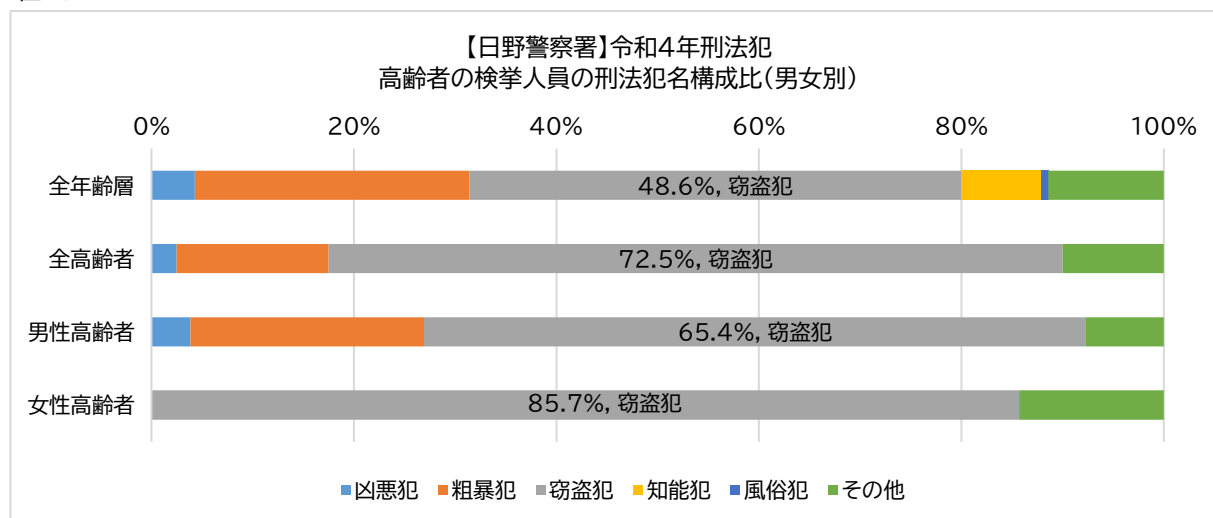
(令和4年の刑法犯に関する統計資料より)

	万引き	万引き以外の窃盗	傷害	占有離脱物横領	詐欺	その他
少年層 (15,376 人)	22.1	27.9	10.2	7.7	5.3	26.8



※出典元の違いにより、罪名が一部異なる部分があります。

<参考①>警察署別高齢者の検挙人員の刑法犯名構成比（法務省矯正局東京矯正管区提供）単位:%



<参考②> 検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合と高齢化率の推移(単位:%)

(令和4年警視庁の統計および令和4年版高齢社会白書より)

	平成7年	平成 17年	平成 27年	令和3年
検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合	3. 9	10. 8	19. 9	23. 5
高齢化率(65 歳以上人口の割合)	14. 6	20. 2	26. 6	28. 9

<参考③人口および高齢者人口の将来推計(令和 2 年を 100 とした場合の指数)>

(国立社会保障・人口問題研究所「令和5年日本の地域別将来推計人口」および「日本の将来推計人口(令和5年推計, 出生中位・死亡中位)」より)

		令和7年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和27年
日野市	総人口	100. 8	101. 0	100. 7	99. 9	98. 9
	65 歳以上人口	102. 2	107. 0	115. 5	125. 5	130. 7
東京都	総人口	101. 1	102. 1	102. 9	103. 3	103. 1
	65 歳以上人口	101. 3	106. 0	113. 9	123. 9	129. 7
全国	総人口	97. 7	95. 2	92. 5	89. 4	86. 3
	65 歳以上人口	101. 4	102. 6	104. 7	109. 5	107. 9

(4) 保護司の平均年齢

保護司の平均年齢は、全国平均と同様、緩やかな増加の傾向があります。定年延長等により仕事を長く続ける人が増えていること等が背景にあり、新しい担い手が増えない状況にあることが考えられます。持続可能な保護司制度の確立に向けた取組として、法務省において保護司委嘱時の上限年齢を撤廃、任期の見直し等が進められています。日野市においても保

護司などの更生保護を支えるボランティアの重要性について周知し、活動しやすい環境づくりについて検討していく必要があります。

令和5年版犯罪白書より※全国平均のみ ※各年1月1日時点の値 単位:歳

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
日野市	64.1	65.3	65.0	64.9	65.3
東京都平均	63.8	63.7	63.4	63.9	64.1
全国平均	65.1	65.0	65.1	65.4	65.5

(5) 社会を明るくする運動の参加者数

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」には、毎年多くの方に参加いただいています。再犯防止に向けた啓発事業として、今後も推進していくことが求められます。

(法務省大臣官房秘書課提供 ※全国及び東京都のみ) 単位:人

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
日野市	61	新型コロナウイルス感染防止のため実施せず		85	87
東京都	318,432	35,164	72,950	106,036	151,730
全国	2,969,544	577,047	867,395	1,284,167	1,398,782

用語解説

■更生保護

犯罪や非行等をした人を社会の中で適切に処遇することで、再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し更生することを支援することで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する活動です。

■保護司

犯罪や非行等をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。主な職務は、保護観察を受けている人と面接をして指導助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること、犯罪を予防する啓発活動等です。

コラム2 更生保護女性会日野分区

更生保護女性会は犯罪、非行の未然防止に取り込むボランティア団体です。その始まりは戦後 犯罪や、非行を憂い更生支援が目的でした。現在は、集会、子育て支援など地域に根ざした活動を行っています。

○社会を明るくする運動

保護司会、更生保護女性会、中学校先生、中学生、各ボランティアの方々が、市内3か所に集合して行います。

更生保護女性会はタオルで作ったペンギンの保護ちゃんを作り、

「社会を明るくする運動」を呼びかけます。当日、中学生の生徒さんが親子連れや道行く方々に、社明のパンフレット、保護ちゃんの渡し方がとてもスマートで素敵でした。



○更生保護施設訪問～家族と離れて暮らす女性達の自立支援所～

薬物依存からの回復や、社会復帰を目指す施設です。寄付活動で訪問、入所の方とお会いする事はありません。

施設長のお話して、遠方から来ている方や、年齢の差あり、就職、住宅等を決定される迄には、相当な時間とご苦労があると思いました。1日でも早く安定した生活が出来るようにと願っています。

他地区の更生保護女性会の皆様も支援して下さいます。

○少年院運動会を見学

朝曇り空のもと運動会が始まりました。途中大雨になり中止の呼びかけがありましたが、少年達は、このまま競技をしたいと続行しました。

終了時、雨があがり、少年達のご家族のテントの前で、泣きながら合唱しました。見学の皆さんから大きな拍手が起きました。

少年達が2度とこの場所に戻る事が無いようにと、応援された方が沢山いたと思います。少年院の寄付活動として手縫いの雑巾をお届けしています。

更生保護女性会は、皆様の参加をお待ちしております

第3章 目指すべき姿と基本方針・重点課題

1. 目指すべき姿

日野市は、令和元年（2019年）7月に東京都内では初の「SDGs未来都市」に選定されました。2030年にあるべき姿を、「市民・企業・行政との対話を通じた生活・環境課題産業化で実現する 生活価値（QOL）共創都市 日野」と定め、政策立案にあたりSDGsの視点を組み入れつつ、社会・経済・環境の統合的な変革モデルとなることを目指します。

また、「日野地域未来ビジョン2030」においては、「しあわせのタネを育てあう日野」を掲げ、一人ひとりの未来への思いに寄り添い共に育てる理念を掲げています。

本計画ではこれらの理念のもと、犯罪をした者等が社会の一員として受け入れられ、『誰一人取り残さない』安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、事業を推進していきます。



用語解説

■SDGs

「SDGs（エス・ディ・ジーズ）= Sustainable Development Goals」とは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年（2015年）に国連のサミットで採択されました。2030年を達成年度として17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標や実施手段）から構成されています。

資料：国連ガイドラインより

2. 基本方針

再犯防止推進法及び国と東京都の再犯防止推進計画を踏まえ、共通理念で定めた基本方針を、日野市再犯防止推進計画の基本方針とします。

- (1) 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援
- (2) 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施
- (3) 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- (4) 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発
- (5) 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

3. 重点課題

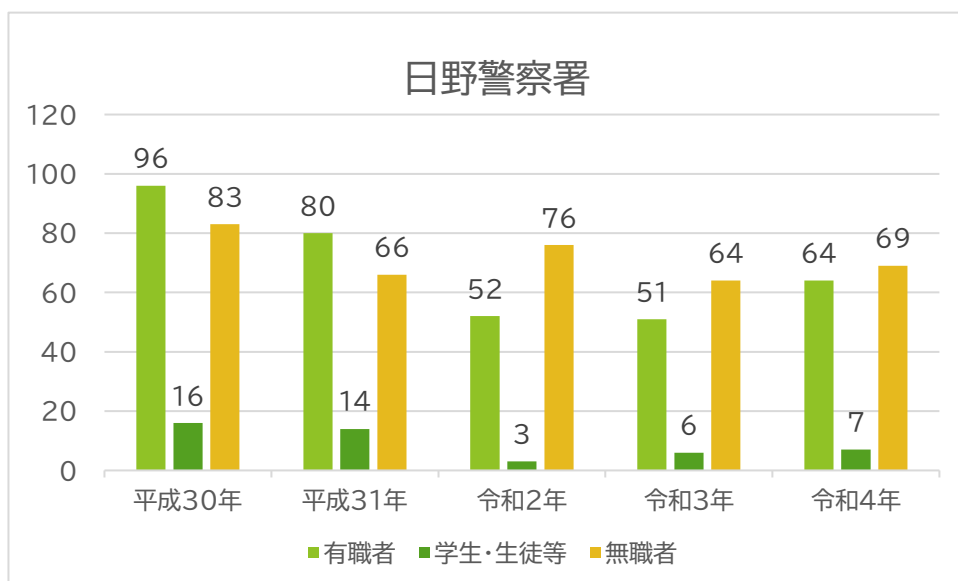
上記基本方針に基づき、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

(1) 就労・住居の確保等

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも影響する重要な要素であり、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。(国計画より)。また、適当な帰住先(刑事施設を出所後に住む場所)が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率(出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合)が更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっている(「国計画」より)ことから明らかなように、適当な帰住先の確保及び就労は、安定した生活を送るための基盤であり、再犯の防止等を推進する上で重要な要素の一つといえます。



<参考> 検挙人員における犯行時の職業別状況(少年除く)(法務省矯正局東京矯正管区提供) 単位:人



(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

刑法犯の検挙人員総数が減少している中で、65 歳以上の高齢者の構成比は 1993 年(平成 5 年)の 3.1%(9,314 人)から 2022 年(令和 4 年)には 23.1%(3 万 9,144 人)となり、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいます。さらに、65 歳以上の刑法犯検挙人員の約 7 割は窃盗で占められ、その多くは万引きで検挙されています(「令和 5 年版犯罪白書」より)。また、高齢者の 2 年以内再入率はほかの世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています(「国計画」より)。

また、覚醒剤取締法違反の検挙人員は全国で減少傾向にあり、2022 年(令和 4 年)は 6,289 人で、4 年連続で 1 万人を下回りました(「令和 5 年版犯罪白書」より)。しかしながら、薬物事犯者の多くは犯罪をした者等であると同時に薬物依存者の患者である場合が多く、更生に向けた支援のみならず、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を行うことが求められます。3 市においても刑法犯検挙人員のうち覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法の違反による検挙人員の割合は、2021 年(令和 3 年)時点で 13%と少ないものの、検挙人員のうちの再犯者の割合は 80%を占めており、再犯を防止する上で薬物依存者への支援が重要な要素となります。

他にも高齢者、障害のある者、依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)を有する者等、犯罪をした者等の中には保健医療、福祉サービスの利用が必要な者が多く、有機的な連携のもと、機動的かつ持続的な支援を行う必要があります。

(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

非行を行う背景には、規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、家庭環境の変化、貧困や虐待等の被害体験、集団的不良交友関係等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。非行を生まないためにも、青少年の規範意識の向上、社会とのつながりの強化、世帯の抱える生活課題への支援が求められています。また、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入所者の24.4%、入所受刑者の33.8%が中学校卒業後、高等学校に進学しておらず、また非行等が原因で高等学校を中退している者も少年院入所者の56.9%と多い状況です(国計画より)。非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な修学支援等の取組を行うことが必要です。

(4) 民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があり、引き続き支援を行っていく必要があります。



更生保護マスコットキャラクターのホゴちゃん(左)とサラちゃん(右)

(5) 再犯防止のための連携体制の整備等

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことが重要です。

(6) 日野市・多摩市・稲城市 3市共通の取組

- ①再犯防止への市民の理解促進に向けた取組を共に進めるため、3市間の連携を強化していきます。
- ②犯罪をした者等が適切な行政情報を受けられるよう、3市協働で情報提供の充実に向けた取組を進めます。
- ③保護司会と3市で定期的な意見交換を行い、緊密に連携していきます。また、サポートセンターの管理・運営など保護司会活動への支援も保護観察所と共に充実に努めます。
- ④各市における社会を明るくする運動の広報活動について、市と保護司会・更生保護女性会の協働による取組を進めます。

コラム3 日野市社会福祉協議会

日野市社会福祉協議会では、高幡事務所に権利擁護支援センター日野を設置し、認知症や精神疾患、知的障害などで、必要な福祉サービスを適切に利用することが困難な方、日常の金銭の管理に不安がある方をサポートするための、地域福祉権利擁護事業を行っています。

毎月1回、生活支援員が自宅を訪問し、市役所などから届いた書類を整理したり、必要な手続きや金融機関から生活費などを払い戻すお手伝いをしています。

また、判断能力が著しく低下している方等を法律的に支援する仕組みとして、成年後見制度があります。

家庭裁判所へ申立てをし、成年後見人等の本人の権利を守る援助者を選任し、身上保護と財産管理の両面から支援を行うものです。判断能力が不十分な方でも、その人らしく暮らしていけるようにするための制度です。

これらの制度を利用している方の中にも、罪を犯してしまった方がいます。支援に関わっている各機関がしっかりと連携し、それぞれの役割を果たしていくことで日常生活が安定し、結果として再犯防止にもつながっていると思います。

第4章 重点課題ごとの主な取組

本計画では、重点課題ごとの主な取組として、再犯の防止を目的にするもののほか、市民の方々へ提供している各種施策で、再犯防止につながる施策についても掲げています。

1. 就労・住居の確保等

就労や住居確保のための相談・支援等を充実させることで、誰もが地域社会の一員として安心して生活できる環境を整備します。

(1) 就労を支援する取組

① 就労のための相談支援

- ・就労の確保に向け、ハローワークや東京都若者総合相談センター（若ナビα）、東京仕事センターなど、就労に関する支援機関の情報を提供します。
- ・市の生活困窮者自立支援窓口をはじめとした相談支援窓口で、ひとり一人の状況に応じて就労に向け相談を受け、就労の確保に向け、ハローワークや東京都若者総合相談センター（若ナビα）、東京仕事センター等の適切な支援先につなぎます。
- ・一般就労が難しい障害等がある方や高齢者には、それぞれにあった地域の雇用の場を確保し、就労に向けた支援を行います。

●就職面接会の実施【産業振興課】

ハローワーク八王子、八王子市と共催で、全年齢を対象とした合同就職面接会を実施します。

●ナイスワーク高幡【産業振興課】

ハローワーク八王子の求人情報や職業紹介等を行います。

●生活・就労支援事業【障害福祉課】

日野市障害者生活・就労支援センターにおける就労支援事業です。

- 1 障害者（児）等（手帳の有無は問わない）並びにその家族に対し、生活及び就労に関する相談並びに支援を一体的に行うとともに、市民に対し障害理解に関する啓発等を行うことにより、障害者（児）等の安定した地域生活の向上を図ります。
- 2 生活・就労支援事業…認定NPO法人やまぼうし「くらしごと」に委託
 - ①就労面の支援
 - ②生活面の支援
 - ③地域開拓促進
 - ④関連機関との連携

●シルバー人材センター事業【高齢福祉課】

高齢者のもつ経験と能力を社会に役立てることにより高齢者の社会参加と生きがいを促進し、福祉の増進を図る目的をもって設立するシルバー人材センターの管理を行います。

●**就労準備支援（生活困窮者自立支援事業）【セーフティネットコールセンター】**
生活困窮者の自立した生活のための支援です。一般就労が困難なひきこもりの方や生活困窮者等に対し、日常生活の自立、社会生活の自立及び就労の自立に向けた居場所支援や就労体験等の支援を実施します。

② 関係機関等との連携

- ・就労支援に向け、市各課及び近隣市、国や東京都の各支援機関、関係機関団体等が連携を密にし、連携した支援を継続して行い、犯罪や非行等をした者の社会復帰に向け取り組みます。

●**自立相談支援事業【セーフティネットコールセンター】**
生活に困りごとを抱えている方、どこに相談したらいいのかわからない等、相談をうけ関係機関と連携し問題の解決に向け支援を行います。

●**生活保護【生活福祉課】**
最低限度の生活を保障する生活保護制度のうち、就労が可能な場合はハローワーク等と連携し、就労を支援し安心した生活を確保します。

●**金銭管理支援・家計相談【生活福祉課】**
生活保護利用者に対して、金銭管理の支援及び家計のやり繰りの相談を受け、安定した生活の維持及び自立の促進を図ります。

●**協力雇用主制度【総務課】**
事業主等に対して、協力雇用主制度について周知します。

(2) 住居の確保

① 公営住宅や住宅セーフティネット制度等の利用

- ・低所得世帯やひとり親世帯、障害者や高齢者の世帯等で住居に困窮する世帯に対し、公営住宅や住宅セーフティネット制度（東京ささエール住宅等）、日野市住宅セーフティネット相談事業等を活用し住居の確保を支援します。

●**公営住宅空き住戸の募集【財産管理課】**
住宅セーフティネットとして、安全で快適な住まいを低所得者向け（暴力団員除く）に提供します。

●**住宅セーフティネット相談事業（あんしん住まいる日野）【都市計画課】**
低所得世帯者、高齢者、ひとり親世帯、DV被害者や生活困窮者等の住宅確保要配慮者を対象に民間賃貸住宅に関する相談窓口を設置します。必要に応じて福祉サービスの紹介や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行います。

② 高齢者や障害者等が安心して生活できる場所の確保

- ・自立が難しい高齢者や障害者等が安心して生活するために、生活の場となる施設等への入所支援を行います。
- ・経済的に困窮する市民に対し、生活保護等の制度を利用し住居の確保をしたうえで自立に向けた支援を行います。

●高齢者住宅事業（シルバーピア）【高齢福祉課】

自立した日常生活ができる一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方のための集合住宅です。これを提供することにより、高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とします。

●ふれあいサロン事業【高齢福祉課】

住み慣れた地域で支えあい、安心していきいきと暮らすことができるまちとしていくことを目的として取り組んでいる「日野市高齢者見守り支援ネットワーク」の一環として、自宅にこもりがちな高齢者が気軽に立ち寄れる居場所を確保し、日常的な交流を行う地域活動の立ち上げ、運営の支援をする「ふれあい交流型」事業を実施します。

●高齢者相談支援（地域包括支援センター）事業【高齢福祉課】

地域で暮らす高齢者の方々の総合相談窓口です。安心して暮らせる地域づくりから、介護、総合事業、権利擁護に関することまで様々な業務を各関係機関と連携しながら取り組みます。

用語解説

■住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、災害被災者等）を対象に、安全かつ良質な住宅として登録された住まいを供給するための制度です。

この制度に基づき登録されたセーフティネット住宅は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅です。

■東京都若者総合相談センター（愛称：若ナビα）

若者やその家族が抱える様々な悩みに対する総合相談窓口で、東京都内にある専門の窓口や支援機関等への繋ぎ支援や情報提供等を行っています。

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

誰一人取り残さない、よりよい社会の実現を目指し、ひとり一人の特性に応じたきめ細かな支援を行うため、行政と関係各機関団体、地域の有機的な連携のもと機動的かつ継続的な支援を行います。

(1) 犯罪や非行等をした人が抱える困難への取組

① 様々な困りごとのための相談支援

- ・複雑に絡んだ様々な課題や困りごとに対し、ひとり一人の特性や置かれている背景等を把握し、その状況に応じた適切な支援先につなぎ、関係各機関団体等と情報を共有し、連携した支援を継続して行います。
- ・認知機能が低下した高齢者と家族に対する支援について、地域包括支援センターをはじめとした高齢者の支援機関に速やかにつなぎ、適切な支援を行います。
- ・障害や特性がある方と家族に対し、早期に保健医療・福祉のサービスを利用できるよう関係機関等が連携し支援を行います。

●人権身の上相談事業【平和と人権課】

人権身の上相談を実施します。

●健康管理支援【生活福祉課】

心身の問題で日常生活能力が十分に発揮できず、安定した社会生活が営めない者に必要な支援を行うことにより阻害要因の解消を図り、利用者等の自立を助長します。

●個別援助活動（関係機関連携）【障害福祉課】

医療観察制度対象者のCAP会議へ参加し、関係機関と連携して対象者の地域生活に向けた支援を実施します。

●地域生活支援事業【障害福祉課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第77条により市町村の地域生活支援事業としてあげられている事業のうち、日野市で取り組んでいる主な事業です。

①相談支援事業（やまばと、ゆうき、ここななおへの委託で実施）

②地域活動支援センター事業 ③成年後見制度利用支援

④コミュニケーション支援事業（手話派遣など）

⑤移動支援事業（外出支援） ⑥日常生活用具費助成 など。

●ひきこもり対策支援【セーフティネットコールセンター】

ひきこもりの状態にある方及びその家族への相談支援及びセミナーなどを実施します。

② 薬物依存者の回復に必要な支援（相談など）

- ・薬物等の依存がある、またその疑いがある人の支援について関係機関等と連携し、専門の医療機関や支援団体等に繋ぎ、必要な福祉サービスを利用できるよう支援を行います。

●障害者総合支援法に基づく自立訓練【障害福祉課】

薬物依存症の方の相談に応じ、生活に必要な考え方生き方を身につけ、続けられるように支援します。必要に応じて医療への受診などのサポートを行います。

③ 関係機関等と連携した見守り体制の充実

- ・地域で安心して生活するために関係各課、関係各機関団体、地域が連携し、見守り体制を整備することで必要な時に適切な福祉サービスを受け、安心して生活できるよう支援します。

●高齢者見守り支援ネットワーク事業【高齢福祉課】

地域に住んでいる方々、お店や事業所、地域包括支援センターが連携して、高齢者の様子の変化を早めに見つけ、速やかに対応するための取組です。

●福祉の初期総合相談支援【セーフティネットコールセンター】

どこに相談したらいいかわからないなど、福祉のあらゆる相談を受け必要な支援や機関につなぎ、見守り体制を作るなど、継続した支援を行います。

(2) 生活困窮等に対する取組

① 自立に向けた相談支援

- ・ひとり一人の生活状況に応じた支援を行うため、生活状況等を丁寧に聴きとり、必要な支援を計画的に実施し、早期に自立した生活ができるよう支援を行います。

●生活困窮者自立支援事業【セーフティネットコールセンター】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るもので、生活困窮者に対しての相談、支援を実施します。

●高齢者生活支援事業（配食サービス、安心サポート事業等）【高齢福祉課】

（配食サービス）病気・高齢のため、買い物や調理が困難な方に、栄養バランスを考えた食事を届け、安否確認を行います。

（安心サポート）一人暮らし等で介護認定を受けている方に、医療機関での待ち時間の介助や掃除などのサービスを行います。

② 生活全般に対する支援

- ・安定した生活に向け、必要な情報や助言等を定期的に行い、関係機関等と連携し寄り添った支援を行います。

●**債務整理支援【生活福祉課】**

多重債務等を抱えている生活保護利用者に対し、日本司法支援センターの利用に向けての相談および債務解消の助言を行うことにより、利用者の債務の解消および社会生活での自立を図ります。

●**家計改善支援（生活困窮者自立支援事業）【セーフティネットコールセンター】**

生活困窮世帯の家計（収支）相談支援です。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るもので、生活困窮者に対して、家計相談・金銭管理等を実施します。

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等

学校、家庭、地域が連携・協働し、すべての子どもが学び、遊び、安心して健やかに成長できるような環境を整えます。

（１）子育て等に関する取組

① 周産期から出産、育児、学齢期の子どもと家庭の相談支援

- ・犯罪や非行等をした人の背景には、複雑な家庭環境である場合が少なくありません。周産期からの相談支援体制を作り、家庭が抱える様々な困難の解決に向け、関係機関等と連携して支援を行います。
- ・親が、教育や子育て等に悩んだときに気軽に相談できる体制を整え、親と子どもに必要な支援に繋がります。

●**子どもの学習・生活支援（生活困窮者自立支援事業）**

【セーフティネットコールセンター】

生活困窮世帯の子どもの学習・生活等の支援です。生活困窮家庭の子どもに対し、家庭や学校以外で安心できる居場所として勉強したり人間関係を深めたりできる「学び合いの場」を提供し、困窮状態から脱却するための支援を実施します。

●**子どもと家庭の総合相談窓口事業【子ども家庭支援センター】**

子ども及びその家庭の様々な相談を受け、必要な支援につなぎます。

●**児童虐待防止対策事業（要保護、要支援児童の相談支援事業）**

【子ども家庭支援センター】

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、虐待を受けたり、養育困難な世帯の児童及びその家庭の支援を行います。

●**子ども包括支援センター【子ども部】**

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として、安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに育つまちを目指します。

② 特性のある子どもの相談支援

- ・周産期からの相談を行う中で、子どもに障害や特性がある場合には、それに応じた支援を早期に行います。
- ・支援を行う際には、専門機関と連携して継続した支援を行います。

●心理相談事業【発達教育支援課】

詳細な子どもの状況を把握するための心理士による相談です。発達面や情緒面でのアセスメントをおこない、適切な支援へつないでいます。

●ライフスキルトレーニング事業【発達教育支援課】

高校生を対象とした指導です。将来の自立に向けて必要なスキルのトレーニングを行い、エールでのトレーニングの他、市内イベントにボランティアスタッフとして参加します。

●スクールソーシャルワーカーによる支援事業【発達教育支援課】

不登校等の課題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境へ働き掛けを行い、福祉関係機関とのネットワークも活用して学校の支援体制の充実と課題解決への対応を図ります。

●スクールカウンセラーによる相談対応【教育指導課】

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対して助言や援助等を行います。

●学校生活相談事業（わかば教室）【教育センター】

「わかば教室」は、さまざまな要因により、長期間の欠席状況にある児童・生徒の社会的自立心の醸成並びに学習及び学校への登校を支援するためのものです。

(2) 困難を抱える子どものための学習・居場所等の取組

① すべての子どもが学ぶ機会を得ることができる取組

- ・家庭環境やその子どもが抱える特性等に関わらず、学習する機会を得るための取組を行います。
- ・市内小中学校の子どもたちが抱える様々な悩みの解決のため、児童生徒とその親に対する相談支援体制を充実します。
- ・学習に必要な費用の捻出が困難な家庭に対しては、子どもの学習や進学のための支援に繋ぎ、子どもが学ぶ機会を支援します。

●放課後子ども教室（ひのっち）事業【子育て課】

子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的に、放課後の子どもたちの居場所づくりを、地域の方々の協力を得て実施している事業です。放課後に学校内の教室や校庭、体育館などに「ひのっちパートナー」を配置し、見守りを行うことで、放課後の遊び場環境を提供します。また、ひのっちをさらに楽しく過ごせる居場所とするため地域の遊びや学びの達人である「学習アドバイザー」が内容の充実を図ります。

●受験生チャレンジ支援【セーフティネットコールセンター】

中学3年生、高校3年生の受験料及び塾代を貸し付ける事業です。進学した場合は返済が免除になります。

●ひとり親家庭等の子どもへの就学等支援（母子父子福祉資金貸付）

【セーフティネットコールセンター】

東京都母子及び父子、女性福祉資金の貸付及び償還の事業を実施します。全額東京都からの資金で実施、母子及び父子家庭の子の学費や転宅資金等の貸付及び償還も実施します。

② すべての子どもが孤立することなく、大切に育まれるための取組

- ・さまざまな困難を抱える子どもを、温かく迎え、孤立しないよう、子どもの居場所支援に取り組む関係機関団体と連携し、協力して取り組みます。
- ・子どもと家庭に関するさまざまな困りごとを解決するための「子どもと家庭の総合相談」の充実を図り、相談内容に応じた支援の実施や支援先への繋ぎ、専門機関と連携した支援を行います。

●子ども食堂推進事業【子育て課】

地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する「子ども食堂」を運営する団体へ、その経費の一部を補助したり、情報共有を行う場を設けたりすることで、地域コミュニティの醸成と子どもの居場所支援に取り組みます。

●児童館事業【子育て課】

少年少女、若者の居場所の1つとして、児童館に来館し、時にはリーダーとして活動します。

(3) 青少年の健全育成のための取組

① 地域や関係機関・団体等と連携した見守り等の取組

- ・非行を生まない地域の実現に向けて、青少年を支援する機関団体と連携し、青少年の健全育成のための見守りを充実します。
- ・青少年とその家庭が抱える課題を、青少年を支援する機関団体と共有し、青少年の健全育成に取り組みます。

- 青少年育成を目的としたイベントにボランティアとして参加する【子育て課】**
各中学校区単位で活動している育成会の事業や青少年を育成するジュニアリーダー講習会、市が主催する祭りにボランティアとして参加します。
- 地区青少年育成会【子育て課】**
日野市地区青少年育成会（通称「育成会」）は中学校区ごとに組織され、子どもが健やかに育つことを願い、自分の子どもだけでなく、地域に住む全ての子どもに関心を持ち、地域ぐるみで青少年の育成について考え活動します（日野市民全員が育成会会員という位置づけ）。育成会毎に様々な活動を行います。
- 青少年委員の会【子育て課】**
青少年委員は、自分居住地域及び市内全域において青少年の健全育成に関する活動をするために市から委嘱された委員です。青少年委員の会は市内中学校区から2名ずつの委員計16人で構成されます。年代、職業、子どもたちと関わるバックグラウンドは様々ですが、子どもの活動の中で得意分野やネットワークを活かし、地域と学校、行政とのパイプ役として、また子どもたちのふれあいや遊びのきっかけづくりを心がけて活動します。

② 青少年の薬物乱用防止のための普及啓発

- ・ 青少年を薬物等の乱用被害から守り、また乱用を防止するため、関係機関団体等と連携し、啓発活動を実施します。

- 青少年薬物乱用対策推進本部会議【健康課】**
青少年を薬物乱用の被害から守り健全な育成を図るため、日野市青少年薬物乱用対策推進本部設置要綱に基づき、学校、警察、保健所、東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会その他関係機関との情報交換の場として年1回開催します。

③ 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発

- ・ 多様化する性犯罪、性暴力等の被害から若年層を守るため、関係機関団体等と連携し、啓発活動を実施します。

- 若年層に向けた意識啓発【平和と人権課・セーフティネットコールセンター】**
ストーカー、性犯罪、性暴力等の防止に関する啓発を行います。警察と連携し、近隣の大学等へストーカー、性犯罪、性暴力及びデートDV等の防止に関する出張講座を開催します。
- 学校等における教育や啓発の内容の充実【平和と人権課・教育指導課】**
性犯罪、性暴力被害予防に向けたリーフレット等の資料を活用し、保護者や地域の意識を高めます。そのうえで学校は、保護者、地域の理解を得ながら予防教育を推進していきます。学校へのデートDV出張講座や情報提供等も行います。

4. 民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等

犯罪や非行等をする人を生まない地域社会の実現には、民間協力者等の方々との連携が必要です。犯罪や非行等をした人たちの立ち直りを支援するとともに、犯罪や非行の防止、安全で安心して生活できる地域社会の実現に向けた啓発活動に取り組み、地域住民の理解と協力を求めます。

(1) 立ち直りの支援の広報と啓発活動

① 民間協力者の活動支援の充実

- ・ 犯罪や非行等をした人の立ち直りを支える民間協力者を支援し、更生保護活動が発達になるように努めます。

●事務支援の実施【総務課】

保護司会等を支援するため事務局として、補助金の交付を通して更生保護活動が円滑に行えるよう支援します。

●保護司の面接場所の確保【総務課】

日野市内で活動する保護司の方々が安心して保護観察対象者と面接ができるよう、面接場所として利用可能な公共施設の検討・調整を行う。

② 再犯防止や立ち直りの支援に関する啓発活動

- ・ 再犯防止や更生保護活動に関する啓発のため、社会を明るくする運動をはじめとする普及啓発活動を推進します。

●社会を明るくする運動【総務課】

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、地域が力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

日野市では、7月の強調月間を中心に、街頭広報活動や市立中学校2年生を対象とした出前授業、作文コンテストなど更生保護活動に理解と協力を求めるため様々な広報活動を行います。



③ 誰もが安全で、安心して生活できる地域社会の実現にむけた防犯活動の推進

- ・ 犯罪や非行等が起こらない、誰もが安全で安心して暮らせるまちをめざし、防犯に関する啓発を推進し、地域住民の防犯意識の向上を図ります。
- ・ 地域、関係機関団体と連携し、情報を共有しながら犯罪や非行等が起こらないまちの実現にむけた取組を行います。

●生活安全協議会【防災安全課】

すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、関係団体間で市民生活の安心安全に関する情報や意見を交換し、連携の強化を図っています。

●自主防犯組織【防災安全課】

犯罪に強いまちづくりのため、各自会等で防犯パトロールや子どもの見守り、防犯に係る学習など自主的な活動を行っています。市ではそのような団体に防犯グッズの貸与や保険加入、助成金などにより支援を行っています。

5.再犯防止のための連携体制の整備等

犯罪をした者等が支援を受けるために、保健医療・福祉サービス等の支援や制度に関する情報提供ができるよう連携体制の整備に努めます。

(1) 立ち直り支援のための関係機関団体等の連携した取組

① 民間協力者や関係機関団体等の連携した支援

- ・ 犯罪や非行等をした人の立ち直りを支援する民間協力者や関係機関団体等と情報を共有し連携した支援を行います。

●保護司会【総務課】

犯罪や非行等をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。主な職務に、保護観察を受けている人と面接をして指導助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること、犯罪を予防する啓発活動等を行います。

日野市は、多摩市と稲城市の3市で連携し、「更生保護サポートセンター」を拠点に犯罪や非行等をした人との面接や関係機関との協議等を行っています。

●更生保護女性会【総務課】

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、子育て支援の活動などに取り組んでいます。

6. 日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組

これまで日野市・多摩市・稲城市は「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできました。今後、犯罪をした者等が抱える様々な課題に対応し、支援を必要とする者が各種サービスを収集できるよう、また、再犯防止に対する市民の理解を深めていくため、引き続き3市間の連携を強化していく必要があります。

(1) 3市共通で行う取組

① 3市が連携した再犯防止の活動

- ・ 犯罪や非行等をした人の立ち直りを支援するため、一人ひとりに適した支援や近隣市との連携体制を強化します。

●各市における社会を明るくする運動の広報

日野・多摩・稲城地区保護司会のうち、各市の分区が主催となって実施されている「社会を明るくする運動」の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を推進します。

●3市職員勉強会

外部講師による講義の受講や更生保護施設の見学を行い、更生支援を学ぶ取組を3市で連携して行います。

●3市職員と保護司意見交換会

日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換を行い、相互の情報について共有します。

●保護司候補者検討協議会

保護司になり得る人材の発掘のため、東京保護観察所及び日野・多摩・稲城地区保護司会が開催する保護司候補者検討協議会に協力します。



参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報等を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

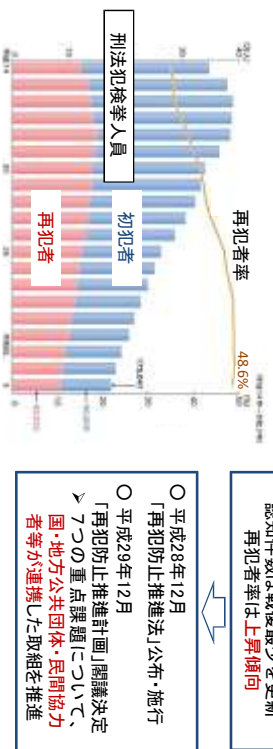
第二次再犯防止推進計画(概要)

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



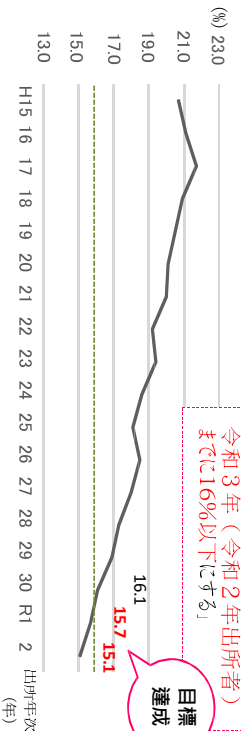
認知件数は戦後最少を更新
再犯率は上昇傾向

- 平成28年12月
「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月
「再犯防止推進計画」閣議決定
➤ 7つの重点課題について、
国・地方公共団体・民間協力
者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
矯正施設在中所の生活環境の調整の強化
更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



数値目標：「2年以内再入率を
令和3年(令和2年出所者)
までに16%以下にする」

目標達成

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“真の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域との支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつながり、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行ったための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
- 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やスモーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
- 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
- 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
- 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
- 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充



⑦ 再犯防止に向けた基礎の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予権のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率



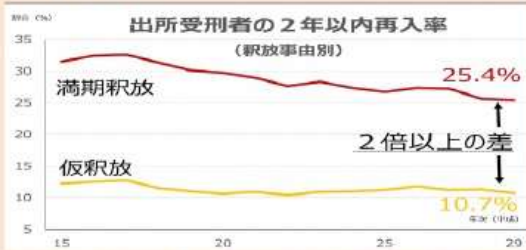
再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年度までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
※ 2,726人（直近5年間の平均）
→2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体（R1.10.1現在）

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

第二次東京都再犯防止推進計画 概要

第二次東京都再犯防止推進計画の概要

計画の位置付け

- ・ 再犯防止推進法（平成28年12月施行）に基づき、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）を策定
- ・ 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国の第二次計画（令和5年3月策定）を勘案し、第二次計画を策定
- ・ 計画期間：令和6年度から令和10年度まで

基本的な方向性

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- ③ 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

主な取組

1 就労・住居の確保等

- 【就労の確保等】
 - ・ ソーシャルファームの創設を促進（産業労働局）
- 【住居の確保等】
 - ・ 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用（住宅政策本部）

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 【高齢者又は障害のある者等への支援等】
 - ・ 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施（福祉局）
- 【薬物依存を有する者への支援等】
 - ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援（福祉局、保健医療局、警視庁）

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

- ・ 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成（生活文化スポーツ局）

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

- ・ 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置（生活文化スポーツ局）

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

- ・ 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供（生活文化スポーツ局）
- ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成（生活文化スポーツ局）
- ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施（福祉局）

6 再犯防止のための連携体制の強化等

- ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化（生活文化スポーツ局）
- ・ 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催（生活文化スポーツ局）
- ・ 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等（生活文化スポーツ局）

第二次日野市再犯防止推進計画

令和8年(2026年)4月

発行 日野市

編集 日野市総務部総務課

〒191-8686

東京都日野市神明1丁目12番地の1

TEL 042-514-8128(直通)

FAX 042-581-2516